

重要事項説明書 (介護保険法に基づく第1号事業)

1. 開設者

名称	公益社団法人 長崎県看護協会		
代表者	会長 日野出 悦子		
住所	長崎県諫早市永昌町23番号		
電話	0957-49-8082	FAX	0957-49-8083

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	訪問介護員が要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、住み慣れた地域、家庭で本人の能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう生活全般にわたる支援を行います。

3. ご利用の事業所

事業所の名称	長崎県看護協会 ヘルパーステーションいさはや		
指定事業所番号	4270400247		
事業所の所在地	諫早市永昌町23番6号		
管理者	金子 和美		
電話番号	0957-25-4612	FAX	0957-25-4670
実施地域	諫早市		
営業日・営業時間	月曜～金曜（土・日・祭日休み）※8/15、12/29～1/3は休み 9:00～17:00まで（24時間連絡体制あり） 尚、利用者の御希望により、提供日、時間の調整を行います。 その場合7の利用料を参考にして下さい。		
24時間連絡体制	営業時間内外を問わず電話番号0957-25-4612で事業所に24時間連絡可能です。		

4. 職員体制および職務内容

従業者の職種	資格	員数	職務内容
管理者	看護師	1	従事者及び業務に関する管理
サービス提供責任者	介護福祉士	2	利用者に関わる調整・訪問介護員への指導・訪問介護の実務
訪問介護員	介護福祉士	5	訪問介護の実務
事務職		1	必要な事務

5. 総合事業の支援内容

介護予防サービス・支援計画書に基づきサービスを提供します

◎自立生活支援のための見守りの援助

例：調理・・・利用者と一緒に献立を考える、味付けを行う等

掃除や整理整頓・・・利用者と一緒に片づける等

洗濯・・・洗濯物を一緒に干したり畳んだり収納したりする等

6. 職員研修

従事者は、介護の質の向上のため、看護協会その他が主催する研修会へ参加しております。

7. 利用料金 ※令和6年4月1日～改正

① 原則として、諫早市が定めた基本料金および加算の1割または2割または3割を負担していただきます。（介護保険負担割合証にて確認させていただきます。）

【料金表—基本料金〈昼間〉】（1割の場合）

	訪問型独自サービス (Ⅰ)	訪問型独自サービス (Ⅱ)	訪問型独自サービス (Ⅲ)
1週間あたりの 利用回数	1回程度	2回程度	訪問型サービス費(Ⅱ)を 超える回数
サービス費	11,760円	23,490円	37,270円
利用者負担額	1,176円	2,349円	3,727円
初回加算	月2,000円(利用者負担200円※1割の場合) 初めてのご利用又は2暦月以上中断後のご利用		
生活機能向上 連携加算	月1,000円(利用者負担100円)3か月まで		

R6年6月1日から

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として利用料の24.5%

・早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)は25%割増

・深夜(22:00~6:00)は50%割増

※キャンセル料：サービス開始予定時刻の12時間前までに連絡がなかった場合、

1回につき1,000円を負担していただきます。

※利用料(自己負担)の支払い方法は、口座振替でお願いします。

②利用料金の詳細は、毎月ごとに作成する介護給付明細書により、確認してください。

③交通費については、サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

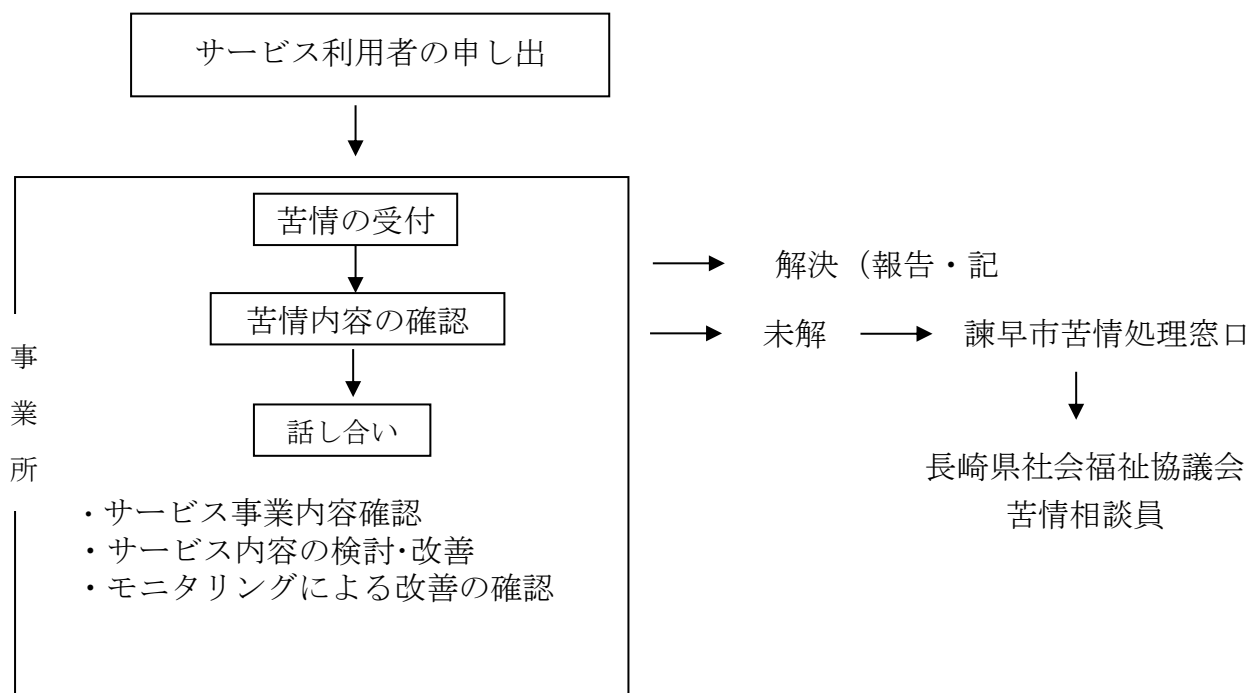
④地域外にお住まいの方は、同意の署名捺印をいただいた上で地域を越えた地点からの実費をいただきます。

8. 苦情及び相談の対応

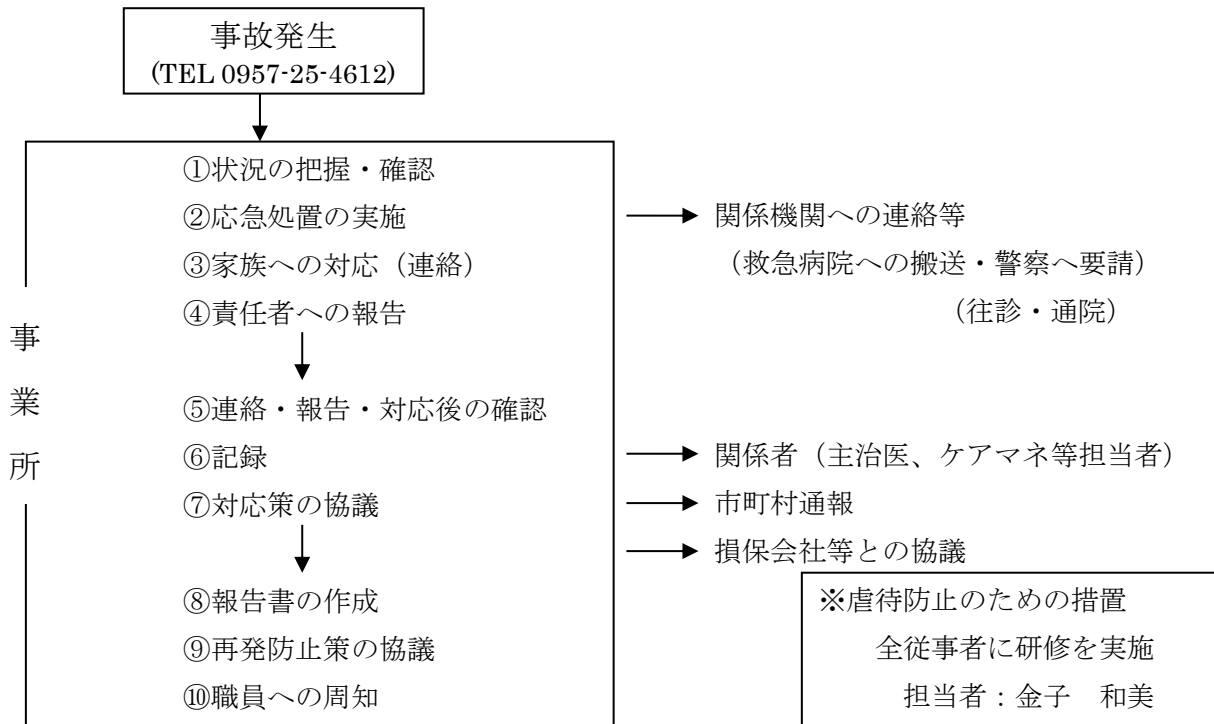
利用者からの相談または苦情に対応する

連絡先	Tel	担当者
長崎県看護協会 ヘルパーステーションいさはや	0957-25-4612 (24時間対応)	受付担当 井手 美子 責任者 金子 和美
長崎県看護協会 在宅支援事業部	0957-49-8082	在宅支援部長 下屋敷元子
諫早市役所	0957-22-1500	介護保険課
長崎県国民健康保険団体連合会	095-826-1599	苦情相談窓口

処理体制・手順



9. 緊急時・事故（虐待）発生時の対応・手順



10. 緊急時の連絡先

緊急時は上記ヘルプーステーションいさはや相談窓口にお電話下さい。

訪問サービス時に病状の急変等が生じた場合は、すみやかに下記に連絡いたします。

利用者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所		電話	
医療機関	病院名		主治医	
	住所		電話	
緊急時連絡先	氏名		電話	
	氏名		電話	
居宅介護支援事業所		介護支援専門員 (担当者)		電話

1 1. 業務継続計画の策定

- ① 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する訪問介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めます。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催します。その結果を、事業所職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 3. 虐待の防止

虐待防止に関する対策 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 暴力・ハラスメントの防止

事業所は、ハラスメント（精神的・身体的・性的）が発生又はその再発を防止するため、次の各号のあげる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所においてハラスメント対策の基本方針を定め、いかなる場合でもハラスメントは許されないことを職員に周知します。
- ② 事業所の方針を利用者へ事前に説明し、理解を得るようにします。
- ③ 利用者またはその家族からの暴力やハラスメントが発生したときには的確に対応します。また、再発を防止するためにマニュアルや対応を見直します。
- ④ ハラスメントによって利用者の継続的で円滑なサービス提供が損なわれることがないように、職員の接遇や対応について研修を行います。